

# むらの生活組織 —山間地農村 M むらの事例—

佐藤 利明\*

## Social Structure and System of Agricultural Village

Toshiaki SATO\*

\* *Department of Human Culture, Faculty of Human Studies,  
Ishinomaki Senshu University, Ishinomaki Japan*

### はじめに

「生活組織」とは、村落における生産・生活に関わる諸組織のことである。この枠組をなすものが「家の相互関係」であり、この家と家の関係で形成されてきたのが「同族団」、すなわち本家分家集団である(有賀、1968、79頁、114頁)。この家連合が近隣関係と親族関係に規定されて村落構造を形成・発展させてきた(竹内、1959 a)。

ところで、戦後日本の農業・農村は、機械化と農家の兼業化が進み、農業経営の個別化のなかで生産場面における共同・協同の必要性は著しく低下してきた<sup>(1)</sup>。また、生活の個別化、農村人口の減少と高齢化によって、地域生活における諸共同もかなり限定的になってきた。すなわち、今日の村落社会における生活組織は機能的に低下し消滅しかかっているといっても過言ではない。

しかし、衰退化しつつも集落として存在し、村落生活が展開しているならば、変化・変容した村落の今日的実体と意味をとらえ直さなければならない。つまり、地域の「生活を保障しあうシステム」(松岡、1991、348頁)を確認しなければならないのである。

ここで事例として取り上げるのは、岩手県南部の山間地に位置する M むらである。別稿(2017)で考察した M むらの概要と藩政期からの歴史過程を土台に、M むらの生活組織をみることにする。M むらは2014(平成26)年12月現在83世帯、232人で、人口の40.1%が高齢者である。M むらでは家連合を「シンルイ」と呼んでいる。この M むらのシンルイの構造と機能、そして現代

における意味について分析することにしたい。

### 1 M むらの家関係

#### 1.1 シンルイ集団

M むらのシンルイは、S系(19戸)、K系(15戸)、KG系(6戸)、I系(6戸)、SK系(7戸)、SⅡ系(8戸)の5集団である。構成戸には多少の変動があるものの、S系とK系が多い。ただし、M むらの2014年現在の83世帯が全てシンルイ関係にあるのではなく、1~2代目といった比較的新しい家族はトナリ組として特定のシンルイ仲間に帰属する。I系、SK系、SⅡ系にはそうした家が多い。

このシンルイの中でも、別稿で述べたように、SシンルイはM むらの草分けから発すると言われる。他方、K系の本家は、安永4(1776)年の「風土記御用書出」にM むらの「鎮守 山神社」を勧進し別当職にあった「上ノ臺(台)屋敷 太郎吉」(6代目)を先祖にすると考えられる。風土記にはKG系の創始と考えられる屋敷名も記録されている。

その他のシンルイの形成過程は不明で、墓誌から判断すると、SK系の本家の現当主では16代を数えるものの、I家、SⅡ家が5~6代であるから、藩政期末か近代に至ってから形成をみたといえよう。S系・K系ほどには古墓地を管理する家の少ないことも、比較的新しい成立を示すものと考えられる<sup>(2)</sup>。

安永「風土記」に記載される屋敷名を家数の多い順に示せば

\*石巻専修大学人間学部人間文化学科

山王屋敷 (20)、山神屋敷 (13)、上ノ臺屋敷 (7)、山岸屋敷 (5)、中屋敷 (4)、芦立屋敷 (3)、大なる屋敷・馬留<sup>ひまとも</sup>屋敷 (各2)、澤淵屋敷・大洞屋敷・田尻屋敷・林岸屋敷・中嶋屋敷<sup>かもん</sup>・掃部屋敷 (各1)

となる。その後地域的な変動があったとしても、現在の地名や小字から推測すれば、S系は山王・上ノ臺、K系が山神・山岸の屋敷名にほぼ合致するが、所在地を確認できないものもある。この屋敷の中から後に飢饉で絶家した家々が出現し、生きながらえたS一族、K一族、KG一族などから血縁者が分立してきたのではないかと想定される<sup>(3)</sup>。

## 1.2 シンルイの構造

S シンルイの本支関係を示したのが図1である。

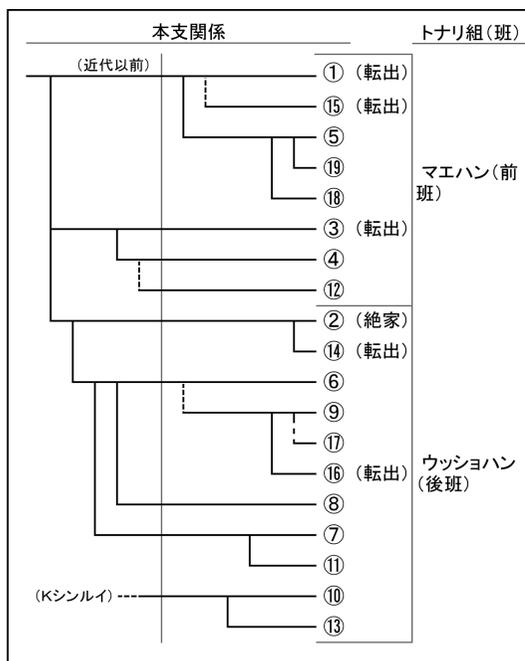


図1 S シンルイの家の系統図

- 注 (1) 2016年4月現在。  
 (2) 破線は「オタノミ」関係。  
 (3) 一点破線は「ムコトリ」分家。

計19戸の家々はそれぞれ本家・分家の関係を形成するが、実線は血縁分家、破線は非血縁分家(「オタノミ」)で、Sシンルイは血縁関係がかなり

明確である。この中で⑬のみが娘の分出による「ムコトリ」(養子分家)であり、⑩はK系の家をおタノミとしている。⑩から分かれた血縁分家が⑬となる。

分出時期にはばらつきがあるものの、おおよその時期的な先後関係でみると、近代以前に成立したと想定される家は半数の9戸で、昭和戦後になって成立したのが⑬⑭⑮⑯⑰⑱の6戸となる。他は近代以降戦前期に成立している。

Mむらでは分家を「ベッカ」(別家)と呼び、さらにそれぞれ家の本家を「ショウヤ」(庄屋)と呼ぶ。例えば、⑦のショウヤは⑥であり、⑥のショウヤは②となる。しかし、⑪のショウヤは⑦であると同時に、⑥がオオショウヤである。このショウヤ・オオショウヤは葬送儀礼において特定の意味を有する。

Sシンルイは、本家分家集団としては一体的であるが、内部的に「マエハン」(前班)と「ウッショハン」(後班)に二分されて、葬式における協力関係、水利組合、回覧板の廻り順などにおいても別々の班を構成する。なお、Mむらの2つの行政区のうちK系とS系で構成される区では、K系が「カミハン」(上班)、S系が「シモハン」(下班)に区分される。

ところで、Sシンルイは⑩を除いてS姓を名乗るが、庶民が広く苗字を付けるようになったのは周知のように明治近代になってからであった。1870(明治3)年9月の太政官布告、いわゆる「在名の解禁」以後のことであったから、これはMむらにおいても然りで、藩政期においてはS一族の旧家の系統を継承する①③②⑥の家々しか苗字が許されていなかったと推察される<sup>(4)</sup>。

姓が同一であることから、Sシンルイでは日常的には屋号で表される。

2017年4月現在、Sシンルイ19戸のうちMむらからの転出が5戸、絶家が1戸となる。転出戸のうち⑭⑯を除く家はシンルイ付合いを継続してきたが、2017年になって⑮と③も「シンルイから抜け」た。

Sシンルイの中で非農家であったのは⑱⑲⑳⑳⑳⑳の5戸で、うち3戸がある時期まで商店自営であった。これら非農家にその後の転出が出現していく<sup>(5)</sup>。

## 2 S シンルイの展開

### 2.1 家の成立事情

S系の①がMむらの草分けの系統とされるのは、初代「左馬之助」が3人兄弟の一番下と同居し、長兄(②)と次兄(③)を独立させたという伝承に基づく。この分支の事情が現在に至る家の序列に反映されている。

分家のうち最古となるのが②から分出した⑥で、藩政期には肝煎であった。以上の①②③⑥の4戸の成立時期も累代数も不明であるが、それに続く分家層を仮に20代前半に独立したと仮定して墓誌から成立時期を推察すると(表1)、④⑫⑧⑩はほぼ1800年代となり、累代も5~6代を数えて現在に至る。⑤⑨⑬などは幕藩体制崩壊後の近代になってからの成立と想定される。

表1 主な家の初代の生年および累代数と成立時期

No.	初代の生年	累代数	成立時期
①	-	不明	-
⑮	不明	5	(1870~72)
⑤	(1850年代?)	5	1873~75
③	-	不明	-
④	1841(天保12)	5	1864~66
⑫	1820(文政3)	6	1843~45
②	-	不明	-
⑥	-	不明	-
⑨	1852(嘉永5)	5	1875~77
⑧	1837(天保8)	6	1860~62
⑦	1822(文政5)	6	1845~47
⑩	1798(寛政10)	6	1821~23
⑬	1853(嘉永6)	5	1876~78

- 注 (1) 2015(平成27)年4月現在の世帯主での累代数。  
 (2) 累代数の少ない家は省略してある。  
 (3) 初代の生年は没年および没年齢からの推定年。  
 (4) 家の成立時期は生年に23~25年を加算して推定した。

⑥の分家に⑦と⑧がある。これは長兄が家を継ぎ、天明・天保の飢饉で家族が絶えていた跡に次男と三男を分出させたのが⑦と⑧の創設であると伝えられる。⑦⑧とも絶家した家族の古墓地を現在でも管理している。

分家年代と累代数および家の成立時期からすれば、⑤と④も同様の家の成立事情にあったのではないかと思われ、やはり両家とも古墓地を管理し

ている。⑨は他地域からこの地に移住してきて⑥をショウヤにしたと伝えられ、古墓地も有していることからやはり絶家跡に定着したものではなからうか。

### 2.2 共同関係と地域形成

S シンルイにおける諸共同関係はシンルイの内部構造である前班と後班が基本となる。具体的には後述するとして、この区分が何に依るものなのであろうか。

想定される事情としては、確証はないものの藩政期における五人組制度と係わるように思われる。すなわち、家の成立時期が1867年以前の藩政期である前班の①③④⑫(⑤も該当すると思われる)、後班の②⑥⑧⑦⑩の家々がそれに相当し、近隣集団を構成していたのではなからうか。この家並みに準じる形で近代以降に成立した家々が順次組み込まれ、それが戦時中の隣保班を経て現在に至ると考えられる(竹内、1959、133頁)。

別稿(2017)を参考にMむらの地理的構造を藩政期から近代初期まで遡って家々の配置を考えてみたい。他地域との交通路は現在とはかなり異なるルートで形成されていたのであり、それ自体、Mむらの家々の配置とシンルイ集団の展開を規定してきた。

隣接Kむらとつながる街道が山を越え川を渡ってMむらに入ってきて最初に⑤があり、その背後でK系の家並(山神屋敷)に続く道と、川を挟んで並ぶ①③②④の古い家々(山王屋敷・上ノ臺屋敷)への道が分岐する。①と②の間の道を通して⑥を過ぎて⑩⑧⑦⑨の家々へと続く。

他方、隣接するHむらから川を越えてMむらに入る道は、⑨の前から⑩⑧⑦の背後を経てMむらの扇状地の西側上方に展開するSK系、I系、SII系へと西進する。さらに、⑦の後ろはI系、KG系の方へと道が分岐していた。

K系の家々の前を通過する道は西方の須川温泉への表街道であり、K系の西端の家の辺りから分岐する道は⑤の裏を流れる川の上流を跨いでKG系、I系、SK系につながる。

つまり、Mむらの東側と南側の扇状地の下方の水利の便の良い辺りにS一族とK一族が居住し、後発の他の家々はやや水利条件の不利なMむら

の西側からさらには北側などの周辺部に定住してきたのである。先の安永「風土記」における屋敷はこの布置に関係する。

S シンルイの構造の基となる藩政期に成立をみた家々、そして K 系の中でも古墓地を有する数軒の家は、S 系と K 系の本家層と共に M むらで農耕生活を送ってきた古い家々が、飢饉で絶えた跡に分出した分家群であったのではなかろうか。

### 2.3 婚姻関係

S シンルイにみられる婚姻関係を現在から 3 代まで遡ったものが表 2 である。情報としては十分ではないが、ある程度の特徴を押さえることはできよう。実際には M むら内外への嫁入り・婿入りもあるのであるが、ここでは世帯主(戸主)に係るケースに限定した。

まず、嫁は M むらの外から迎えている場合が

表 2 S シンルイにおける嫁迎え・婿取り

区別	むら内外	当代	先代	先々代
嫁 迎 え	M むら内	2	3	1
	S シンルイ	1	-	-
	他のシンルイ	1	3	1
	M むら外	8	4	4
	不 明	-	1	2
婿 取 り	M むら内	-	2	2
	S シンルイ	-	1	2
	他のシンルイ	-	1	-
	M むら外	-	2	1
	不 明	-	1	2
不 明	-	-	-	1
未 婚	3	-	-	-

資料：聞き取りによる。

注 (1) 2017 年現在。

(2) 対象は表 1 の 13 戸。

(3) 未婚 3 戸のうち絶家 1 戸が含まれる。

多い。とりわけ当代では 8 ケースに上る。同じ S シンルイ内からの嫁迎えは 1 ケース、他のシンルイからは 5 ケースみられる。

それに対して、婿取りでは M むら内と外からそれぞれ 4 ケースと 3 ケースであるが、当代はゼロである。S シンルイ内からの婿取りは 3 ケースあり、他方、他のシンルイからは 1 ケースと、

嫁迎えとは逆になっている。

不明が計 7 ケースもあるので即断はできないものの、先代と先々代における M むらの外からの嫁迎えは、隣接する K むらなど旧猪岡村が 6 ケース、婿取りで 2 ケースを占める。竹内は通婚が「家結合の一つの型である親族関係の家々の分布を、明確にとらえる指標」で、「近隣関係の交錯・統合の体制をとらえる上に、きわめて重要な視点」として村落構造の特色を示す指標とした(竹内、1959 b, 270 頁)。S シンルイの婚姻関係からはそこまで読み取することは難しいものの、S 家(⑦)の事例を交えてみればある程度の意味を汲み取ることが可能かもしれない<sup>(6)</sup>。

他方、社会的交流が拡大した現代になると、当代は文字通り比較的遠方から嫁を迎え、また、婿取りが見受けられなくなっている。

## 3 シンルイの機能

### 3.1 生産場面における共同関係

農業の機械化の中でも、農家どうしの協同の解消を果たしたのが、バインダー(稲刈り機)の普及、そして数年遅れて一気に導入をみた田植え機械であった。M むらでもすでに 1960 年代には耕耘機が牛馬に代わって田畑を掘り起こし、水田を均していた。

S シンルイでも田植えの「ヨイ」(結)が生まれ、稲刈りも家族総出に加え隣り合うシンルイどうしでの協力で取り組まれていた。また、比較的経営規模のある本家に分家が手伝いや手間取り(手間賃稼ぎ)に行っていた。

この共同は前班と後班それぞれが基本で、例えば①の手伝いに⑮や⑲が出向き、③と④への協力を⑫が手伝ってきた。⑥には⑧⑦⑪が手伝うだけでなく、SK 系のトナリ組となっている農地を所有しない家々において、世帯主は営林署の山林労働に従事し、主婦が手間取りに出た。また、後班では⑨⑧⑦⑪⑩がヨイを組むことが多かった。

個別での農業機械の所有が進むことでこうしたヨイや手伝い・手間取りは 1970 年代後半には解消するとともに、M むらの非農家の多くが 80 年代には通勤化する。

ところで、農地などの生産基盤の維持管理には村仕事(むらの出役義務)としての作業共同が根

幹をなす。M 村では農業用水路の維持と管理を水利費の徴収と「フシン」（普請）と呼ばれる清掃の共同作業で実現している。これは M 村全体の共同であるが、S 系の家々の作業水路はおのずと S シンレイの水田の水掛りの流路に沿って割り振られることが多い。

### 3.2 生活共同

S シンレイでは各家の屋敷神を集合した御明神様という石祠を共同祭祀する。山林・原野が地目の 48 平方メートルの地所を、1918（大正 7）年に③の先々代を代表に当時存立していたシンレイ仲間計 16 戸が共同所有地として登記し、石祠数基が設置されている。この合祀の経緯については不明であるが、この後に成立した家はもちろん、S シンレイの家々には旧家でも屋敷神は存在しない。ただし⑦は共同所有の一員ではあるものの独自に屋敷神と水神を有する。

2001（平成 13）年に道路拡幅に伴って御明神様の一部改修工事の必要が生じた。これに際しては③が中心となって工事費用および諸経費の取りまとめを行っている<sup>(7)</sup>。

③は 5 年ほど前に「神抜き」をして廃祀した秋葉神社を管理してきた。『巖美村史』によれば、年代は不明であるが遠州秋葉神社を分祀した③家の氏神で、天明 2（1782）年に「堂宇を建立して奉斎したり」という（35 頁）。この秋葉神社は M 村において正月に参拝する社祠の一つであった。

ところで、S シンレイでは年の明けた 2 月に下班の常会が開催されている。いつごろより催されているか明らかではないが、以前は正月 2 日に年初の祝いの親睦会として世帯主が集っていた。

その後、2011（平成 23）年に「下班常会・懇親会」と名称を明確にし、開催も 2 月第二土曜・正午から 3,000 円会費と定例化する。同年の開催案内状に「年初めの祝いということではなく、前年の反省と、今年の諸事の相談と申合せをする為の会」とし、「喪中等と関係なく全員にお集まり頂く、という主旨にしたのである。当初より⑩の当主が代表であるのは、シンレイの中でも年長であることと区長経験者であることが係わっている。

常会では協議議題として、水利費の集金担当者、檀家総代、M 村の鎮守の祭典係等の交代、その

他下班に関連する事柄を議論し、その後、冠婚葬祭に関する事項に移る。

表 3 に 2017（平成 29）年の申し合わせ内容を整理した。「台」とは祝儀や香典の際に添える品のことで、「台無し」とは、菓子・酒・線香などを添えないということである。「皿盛り」は個別の料理膳は用意しないで料理を皿に盛り付けて出すことで、お悔みにおける「袋返し」とは、茶や布巾などの小品を返礼とすることを示す。シンレイ仲間からの入院見舞いなどに対しては退院や快気の礼状を出してお礼とする。

「幣束切り」とは、新年を迎えるに当たって、自宅や村の神々に供える幣束を、各家で必要な

表 3 S シンレイにおける冠婚葬祭の申合せ

分類	金額	備考
御祝儀	結婚式	17,000 円 1 人（1 戸）分で「台無し」。2 人の場合、2 人目は 12,000 円で引き出物なし。
	お手伝い	1,000 円 返礼無し。
	後振る舞い	1,000 円 皿盛り等とする。
	孫抱き祝い	10,000 円 「台無し」で、お慶びは別途。
不祝儀	御香代	15,000 円 「台無し」。
	お悔み	3,000 円 袋返し有り。
	葬儀手伝い	1,000 円 手伝いの「有無」に関わらず。返礼は無し。
	回忌法要	10,000 円 四十九日、百ヶ日等の法要における御香代。
お見舞い	3,000 円 入院見舞い。返礼無しで、ハガキのみ。	
その他	御天王様	1,000 円
	幣束切り	1,000 円

資料：下班常会資料より作成。

を集会場に集って用意する共同作業の際の神官への玉串料であり、「御天王様」とは、いわゆる祇園信仰・牛頭天王信仰に関わり、8 月初旬の疫病封じ祈願の祈祷の玉串料である。以前は各家々を巡回祈祷していたが、現在では神官の都合により集会場での共同祈祷となっている。米を一升持参するのであるが、米に代える場合の金額である。

これらはシンレイ仲間だけの一律の申合せであり、事情によっては台を付けたり金額を多少多目にすることはあり得る。取り決めの金額について

はここ数年変更が行われていない。この冠婚葬祭の協議後、懇親会となる。

ところで、戦前期に遡ってみると、S系とK系の家による組織結成が見られた。1914（大正3）年の「大正十人講救済会組合」の名称による一種の無尽講である。規定第1条には「本講組合ハ金融機關ヲ設ケ窮民救済ノ趣旨ヲ貫徹センガ爲メ低利ヲ以テ用途者ニ貸付クルモノトス」と目的が示され、積立金は1回10円・年2回、5年の積立年数で据え置き10年であった（同3条）。

この組合員にはS系の7戸とK系3戸が連なっている（表4）。③が代表格で会計担当(A)はK系の本家である。S系の①②が加わっていない理由は不明である。また、この組合が実質的にどのような運用実績にあったのか、資料がないだけでなく関係者が皆鬼籍に入っているため明らかにできない。

Mむらでは、満70に達した高齢者に対する敬老会を近年では3年毎に開催してきている。M

戸ほどあることを述べた。これは、Mむらの2つの行政区が民区として行政の末端機構となっていることから、家並みに応じて形成されたそれぞれの班において行政的諸連絡が周知されること、祭典費や水利費などの徴収も班ごとに行われていることなど、まさに「『居住』（定住）の關係に即して、人々を一律不可避的に帰属せしめる生活共同の体制」（竹内、1967、130頁）という地域のネットワーク構造がシンルイ関係を基本枠として形成されていることを示している。

しかし、トナリ組に属することの意味には、単に行政区割りだけに終わらない地域生活上の本質が関わっている。すなわち、近隣の相互扶助の枠組みとして、冠婚葬祭を含む互助関係として形成され維持されてきた地域のしくみがあり、それへの参加なしには地域生活は実現できない。この典型が婚姻と葬送における協同である。

### 3.3.2 婚儀とシンルイ

Sシンルイは前班と後班とに二分されるものの、先述の「申し合わせ事項」にある通り、婚姻と葬送にはシンルイ全戸が係わる。

婚儀に関してシンルイとしてのおおよその関わり方を示せば、まず当日の朝に当家にシンルイが集い、「アサモチブルマイ」（朝餅振る舞い）と称する接待から始まる。料理の準備に同じ班の主婦たちが手伝いをする。酒肴と餅が振舞われ、その後、シンルイ一同そろって披露宴会場へと移動する。両家による契り固めの式場へはショウヤのみが招かれる。披露宴会場では親類席に上座から①②③の順でシンルイの序列に基づいて席が指定される。会次第の中には御祝唄が組み込まれ、シンルイの中の心得のある数名、近年の例では④⑩⑨の当主で祝唄を披露して場を盛り立てる。披露宴終了後の当家でその後振舞いには、当家の所属する側のシンルイのみが立ち寄る。

嫁取りであれ婿取りであれ跡取りの場合だけが地元で、他地域へ出た傍系の場合は他出先で行われることが多い。その場合にはショウヤのみが招かれ、他のシンルイは特にはご祝儀を出すこともしない。

結婚式が自宅で行われた時代では、提灯持ち、嫁入り（婿入り）道具を入れた長持ちの運搬（「ナ

表4 大正十人講救済会組合員

会員	役職	
S シン ル イ	③	総務取締役
	⑤	会員
	④	会員
	⑮	会員
	⑥	審査役
	⑦	会員
	⑧	審査役
K シン ル イ	A	担当者兼会計
	B	会員
	C	会員

集会場には昭和6年10月の第2回以来の紋付羽織袴で正装した出席者の集合写真に屋号と氏名を付した名簿が掲示されている。いわば地域の維持発展に寄与した先人たちを顕彰しているということになるのか。

## 3.3 婚葬儀礼におけるシンルイ

### 3.3.1 シンルイとトナリ組

先にシンルイ仲間ではないがトナリ組として特定のシンルイ集団に所属している世帯が現在20

ガモチカツギ」などはシムルイが担い、祝宴における料理一切が当家の所属する側の班のシムルイの主婦の手伝いで用意された。

### 3.3.3 葬儀とシムルイ

次に葬送におけるシムルイの互助がどう展開するのか見ることにしたい。

これも前班ないし後班の区分けで進められる。まず、不幸が起きた家の属する班のシムルイが集まり、ショウヤを中心に葬儀一切の段取りを葬儀社の担当者を交えて打ち合わせる。現在では電話になったが、近隣地域の喪家・喪主および故人の親族関係者への連絡担当（これは「シラセット」と呼び2人一組で出向くことが慣行）、寺への連絡担当、Mむら内外から来る弔問客（「モックツト」と呼ぶ）の自宅での受付に加え、通夜・火葬場・告別式における「チョウツケ」（帳付け）と呼ぶ受付（2人）、その他に告別式で弔電を奉読する担当などを決める。チョウツケは、香典・台・献花等の一切を記録し、金額の計算・照合などを行う重要な役割である。

墓地の清掃は喪家の班ではないシムルイが行う。土葬の頃には棺を納める墓穴を掘っていた。通夜・火葬・告別式における司会進行はショウヤが担当する。さらに、墓地に納骨する際の葬送行列における種々の役割もシムルイ全てに割り振られる<sup>(8)</sup>。出棺、火葬と取骨、葬儀告別式、初七日の繰上げ法要にもシムルイは全て参列する。

喪家への弔問も野辺送りにMむらの家々はすべて参集する慣例にある。

法事後の供養膳におけるシムルイの席次は慣例的に決まっており、最上席の僧侶の左隣にショウヤが着く。この上座に向かって左側がシムルイ席で、喪家の属しない班のシムルイが上席から家の序列の順に向かい合わせに座り、次に喪家の属する班のシムルイが順に着座し、その次が喪家の家族席である。対して右側が故人ないし喪主の関係者、友人、エンルイと呼ぶ親族関係者の席となる。

法事後の喪家での「ショウジンアゲ」（精進上げ）には、当該班のシムルイのみが出席し、皿盛りによる直会が開かれる。その頃にはチョウツケも帳簿と照合しての計算を終え、手伝いの主婦たちも同席して慰労宴となる。

先述のショウヤ・オオショウヤと喪家の関係づけについて具体的に示すことにする。

⑪家の先代の葬儀の際にはショウヤである⑦が葬儀一切を仕切り、法要供養膳の席次は母親の実家と共に僧侶を挟んで座した。⑥家の先代が没した際には、当時存命だった②がショウヤとして葬儀を指揮し、⑦は弔電奉読の役を担ったが、次に⑥家の先代の妻が亡くなった際にはすでに②が逝去していたため、後班のシムルイの中で最も古いベッカである⑦がショウヤ代役となり、司会進行は前班の④が担当した。いずれの場合もチョウツケは⑨と⑬が務めたが、これは他のシムルイの役割と年齢的な兼ね合いに基づく。このように近年は家の序列を基本に、参列者の顔ぶれや年齢から対応するようになっている。

なお、席次について後班を例にとると⑥⑦⑧⑩⑨⑪⑬⑰となる。②が絶家前であった頃には当然ながら⑥に先んじていた。

火葬が一般化する以前には、今日、葬儀社が提供する一切の物品をシムルイが準備した。棺自体、どこの家庭でもその用材（松や栗）を準備しており、その組み立てから、野辺送りの諸器具・道具・飾りの作成、墓穴掘り、棺担ぎ（ロクシャク）といった一連の仕事はシムルイの役目であり、シムルイの協力によって葬送儀礼が執行されていた<sup>(8)</sup>。

先述の法事における前班・後班のシムルイの席の入れ替えは、喪家の属する方のシムルイが施主側として、他方のシムルイを接待するという意識が反映されたものと理解できよう。

なお、S系の家々は、⑩⑬⑱がT寺で他はR寺を檀那寺とするものの、この分属が何に由来するのか不明である。両寺はともに曹洞宗で江刺郡黒石寺を本山とする。Mむらの多くの家々がR寺の檀家である。

## 4 シムルイ関係の変容

図1をもとに述べたように、Sシムルイでは近年において5戸が転出し、1戸が廃絶している。このうちの最近の転出3戸はすでに10数年以上前も町に居住していたが、水利費・祭典費などむらの義務を果たしつつ婚葬におけるシムルイ付合いは維持してきた。しかし、うち2戸は当代の体

調不良によりもはやシンルイ付合いすら困難であるということで、2017年2月の下班常会において「シンルイから抜け」ことを申し出た。

Sシンルイ各戸の家族構成をみると、現在の13世帯のうち高齢者の一人暮らし(3世帯)、高齢夫婦のみ(4世帯)、単身(2世帯)という状況があり、今後、他出子のいる家において継承者が戻って来なければそう遠くない将来に廃絶の出現することも想定される。現在の当主の年齢構成は、50代3名、60代2名、70代5名、80代2名、90代1名となり、以上の状況からSシンルイそれ自体がこれまで以上に縮小化していくことが予想される。

他のシンルイにおいても同様の状況下にある。Mむらでは耕作放棄水田の他に大豆転作するも荒し作りの状態になっている耕地が散見されるが、この背後には高齢化による営農の限界が横たわっている。

今日、むら仕事として最も重要な水路普請においても参加者の高齢化と参加戸数が減少する傾向にあり、近年、U字溝を埋設し作業の効率化を図っているものの、幹線堀から分岐する枝堀では不作付圃場に係る水路を中心に手を掛けない箇所が増えつつある。

Mむらでは、春秋の山の神の祭礼が別当と祭典係のみで行われる祭事となって久しい。

### おわりに

村落生活における近隣関係の基本的性格として、松岡は、面識性を要件に知悉姓・緊密性、緊急対応、双務性(互酬性・平等性)を有する行為と規定した(松岡、1991、63頁)。その視点でSシンルイをみれば、相互の関係は変化・変容し、そして縮小しつつも地域生活を維持していく仕組みとしてかろうじて機能している。

Sシンルイは、原初的には有賀のいう「開発者の同族団による」「本末の系譜関係を根拠とする」「聚落的家連合」であった(有賀、1968、116頁)が、現在のSシンルイは「生活上の上下関係を基準」(有賀、同)とはしない平等・対等な地域生活の原理として存続している。それには主家と家臣の系譜集団が藩政期の大飢饉で解体した後、血縁関係によるシンルイが形成されてきたことと係

わっているといえよう。下班としてのまとまりもそれに起因しているのである。

しかし、Sシンルイ、そして、それはMむらの他のシンルイにおいても、今日では葬儀と地域生活上の社会制度的側面にシンルイおよびトナリ組の相互の関係がかろうじて機能しているという現実にある<sup>(9)</sup>。

### 注

(1) 近年の集落営農や農業法人化の展開においては旧来のむらの共同・協同とは異なる連携が形成されている。Mむらでは個別経営を基本としつつ、中山間所得補償制度における転作作物団地形成に取り組まれており、そこに新たな協同が形成されてはいるが、本稿ではその点については触れない。Mむらの農事・行政的特質については別稿を用意したい。

(2) 別稿(2017)で述べたように、近代のMむらでは硫黄の精錬や金鉱開発が展開していたので、鉱山開発の衰微後、それらに従事していた中からMむらに定住した家族もいた。機械化農業が進展する以前の農作業の手間稼ぎや木炭製造における運搬労働などで生活し、戦後には営林署に雇用されて山林労働に従事していた。シンルイ仲間ではないがトナリ組であるという世帯の多くがこれに相当する。

(3) 絶えた家々については不明であるが、草分けとされるSに従ってこの地に移住してきた家臣団であったとも推測され(佐藤、2017)、定住する中でS本家との主従関係を基本に同族団を形成してきたと考えられる。また、⑦の先々代の妻によるとSⅡ系の家々は秋田より移り住んだ家族で、鉱山労働に従事していたという。

(4) K系をオタノミとする⑩はK姓を名乗るが、血縁分家⑬はS姓である。⑦の先々代の妻は「もともとはSだった」というが、⑩家でもこの理由は不明である。

(5) S系においても、1960年代に遡れば⑱⑲などの居住するMむらの入口近辺には旅館2軒を含む数戸が居住していた。これらは前班のトナリ組に組み込まれていたようである。

(6) S家の姻縁関係については、2016年7月に第63回東北社会学会大会(青森市)で「家の継承と存続—山間地農村における一農家の事例—」の報告を行った。

(7) 工事費用42万円余、祈祷費用4万円など計46万円を、廃絶した1戸を除く15戸で1戸当たり3万円ほどで共同負担した。後日、M集会所において下班で落成のお祝い会を開催している。なお、2008(H20)年6

## 佐藤 利明

月 14 日に発生した岩手・宮城内陸地震の際に石祠や周囲を囲む石柱などが倒壊したものの、修復工事を必要とするまでには至らなかった。

(8) 以上の婚葬儀礼の詳細については本稿では省略せざるを得ない。M むらの民俗・習俗として別稿を用意したい。また、いえ行事については S 家の考察で事例的に示したい。

(9) 本稿は事例的考察としつつも、プライバシーの関係で詳細には示し得なかった諸事実のあることを断っておかなければならない。

### 文献・資料

- ・有賀喜左衛門：1968、『有賀喜左衛門著作集 V 村の生活組織』未来社
- ・松岡昌則：1991、『現代農村の生活互助－生活協同と地域社会関係－』御茶の水書房
- ・佐藤利明：2017、「むらの歴史－山間地農村 M むらの事例－」（『石巻専修大学 研究紀要』第 28 号）
- ・竹内利美：1959 a、「近隣関係と家」（喜多野清一・岡田譲『家－その構造分析』創文社）
- ・竹内利美：1959 b、「通婚圏についての一考察」（『新明博士還暦記念論文集 社会学の問題と方法』有斐閣）
- ・竹内利美：1967、「近隣組織の諸型」（東北大学教育学部『研究年報』XV）
- ・竹内利美：1969、『家族慣行と家制度』恒星社厚生閣
- ・巖美村講話会編：大正 6（1917）、『巖美村史』（1987、復刻版）

